

山梨県公報

第二百八十一号

令和四年

五月二日

月 曜 日

目次

○包括外部監査契約の締結	二二九
○救急病院等の認定	二二九
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)	二二九
○建築基準法に基づく道路位置指定	二二九
公 告	
○使用料の徴収事務の委託	二二〇
○一般競争入札について	二二〇
○収去飼料の試験結果の概要	二二一

告 示

山梨県告示第百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和四年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 關野孝 山梨県甲府市上町
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

山梨県告示第百十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年五月二日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	所在地
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東七丁目十一番一号

二 認定期限 令和七年四月三十日

山梨県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年四月二十一日相川土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年四月二十二日甲府市帯那土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和四年四月二十二日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町鎮目字南河原三千七百八十六番十一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十一・八メートル

公 告

● 使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月二日

- 一 委託の相手方 甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料 山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

- 1 物品等の名称及び数量
(一) 名称 テレワークシステムライセンス
(二) 数量 一式
 - 2 物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和四年六月三十日まで
 - 4 納入場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階情報政策課
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- 4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- 5 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和四年五月二十六日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。
郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年五月二十六日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
- 2 入札説明書の交付方法
(一) この公告の日の翌日から令和四年五月二十六日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。
(二) (一)以外の方法による交付を希望する者は、令和四年五月二十五日（水）午前十時までに六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 令和四年六月十三日（月）午後一時三十分
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディア

ルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課宛てに令和四年六月十日(金)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三から六までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部情報政策課(電話〇五五―二二三―一四一九)

※ Summary

1 Nature and amount of services required: Teletwork system license 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM June 13, 2022

3 Bureau in charge: Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanaashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanaashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1419

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、令和四年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和四年五月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要						
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	備考
中部飼料株式会社知多工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家 塚	マル中印子豚育成用 肥育後期用配合飼料 さわやか仕上	令和四年 一月	二一・二	七・五	三・三	三・九	〇・五一	〇・四四	
同	同	マル中印子豚育成用 配合飼料ムキムキ マツシユ	同	一四・五	二・五	三・三	四・二	〇・六五	〇・四八	
J A 東日本くみあい飼料株 式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開	J A 東日本くみあい飼料 株式会社山梨営業所 山梨県南アルプス市下高 砂	子牛育成用はぐくみ パワー	同	一九・一	三・一	七・一	六・九	〇・七八	〇・六一	
同	同	くみあい配合飼料 甲斐ビーフ	同	一二・九	三・八	七・三	四・〇	〇・三九	〇・四八	
清水港飼料株式会社清水工 場 静岡県静岡市清水区幸町	富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	まるス印肉牛用配合 飼料肉牛肥育用ペ レト	同	一三・九	四・一	四・九	五・三	〇・六六	〇・五〇	

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番